

平成18年度使用藤沢市教科用図書採択方針について
平成18年度使用藤沢市教科用図書採択方針を次のとおり定める。

2005年(平成17年)5月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

採択方針

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、平成18年度に使用する藤沢市教科用図書の採択を円滑に進めるため、採択方針を定める必要による。

平成18年度使用藤沢市教科用図書の採択方針

藤沢市教育委員会

藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、文部科学省初等中等教育局長通知「平成18年度使用教科書の採択について」及び神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）通知「平成18年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について」を踏まえて、平成18年度使用藤沢市教科用図書の採択方針を次のとおり定める。

1 基本的な考え方

(1)国，県，市の資料等を踏まえて採択する。

文部科学省の「学習指導要領」・「教科書編集趣意書」，県教育委員会の「平成18年度使用の中学校教科用図書調査研究の観点及び平成18年度障害児教育関係教科用図書調査研究の観点」・「教科用図書調査研究の結果」及び平成18年度使用藤沢市教科用図書採択審議委員会（以下「審議委員会」という。）の「答申」等を踏まえて採択する。

(2)公正かつ適正を期し採択する。

静ひつな採択環境を確保し，採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を行う。

(3)学校，児童生徒，地域等の特性を考慮して採択する。

本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択する。

2 採択する教科用図書

教科用図書は，文部科学大臣から県教育委員会を通して送付される「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。ただし，学校教育法第107条の規定による図書（以下「107条図書」という。）を除く。

(1)小学校教科用図書

平成16年度と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無

償措置に関する法律第14条及び同施行令第14条)

(2) 中学校教科用図書

「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。

(3) 養護学校用教科用図書及び小学校若しくは中学校の特別指導学級用教科用図書（以下「障害児教育関係教科用図書」という。）

「教科書目録」に登載されているもの又は「107条図書」のうちから採択する。

3 採択の日程

(1) 小学校教科用図書採択日程

平成17年7月に、教育委員会会議において小学校教科用図書を採択する。

(2) 中学校教科用図書採択日程

ア 平成17年5月から6月にかけて、学校及び教育文化センターで教科書見本の展示を行う。

イ 5月から6月にかけて、中学校長に教科用図書の調査研究を行わせ、「教科用図書調査書」を提出させる。

ウ 6月に、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則に基づき審議委員会委員及び調査員の委嘱又は任命を行う。

エ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長に教科の種目ごとに審議を行い、その内容を答申するよう諮問する。

オ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長より審議の内容の答申を受ける。

カ 7月に、教育委員会会議において中学校教科用図書を採択する。

(3) 障害児教育関係教科用図書採択日程

ア 平成17年5月から6月にかけて、養護学校長及び特別指導学級設置校長に教科用図書の調査研究を行わせ、「養護学校及び特別指導学級用教科用図書調査書」を提出させる。

イ 6月に、教育委員会委員長は、審議委員会委員長に教科の種目ごとに審議を行いその内容を答申するよう諮問する。

ウ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長より審議の内容の答申を受ける。

エ 7月に、教育委員会会議において障害児教育関係教科用図書を採択する。

子教第23号
平成17年4月26日

各市町村教育委員会 殿

神奈川県教育委員会



平成18年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針に
ついて(通知)

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第10条の規定に基づき、別添のとおり通知しますので、十分に御配慮くださるようお願いいたします。



問い合わせ先

子ども教育支援課企画指導班

河合・笠原

電話 045(210)8223

平成18年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、平成18年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）において規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第21条第1項（同法第40条、第51条の9及び第76条において準用する場合を含む。）及び第107条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

1 平成18年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校用教科書、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）用教科書及び盲・聾・養護学校（小学部・中学部）用教科書は、学校教育法第107条の規定による教科用図書（以下「107条図書」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（平成18年度使用）」に記載されている教科書のうちから採択すること。
なお、107条図書の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 採択地区協議会等は、教科書の採択についての協議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合は、協議に臨む前にそれぞれの教育委員会としての採択方針や採択事務に関するルールを事前に定め、予め公表するなどにより、採択手続を明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。
- (5) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校教科用図書調査研究の結果（平成17・18・19・20年度用）及び中学校教科用図書調査研究の結果（平成18・19・20・21年度用）等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準

- (1) 文部科学省の「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

3 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法

教科用図書採択地区内の各市町村教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択するため、次のとおり、教科用図書採択地区協議会（以下「協議会」という。）などを置くことが望ましい。この協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 協議会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 各市町村教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他

- (4) 協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、協議会が委嘱する。
- (7) その他、協議会における必要な事項は、協議会が各教育委員会の意見を聴いて定めることができる。

4 1つの市町で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法（例）

市町教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）に教科用図書採択地区審議会（以下「審議会」という。）などを置くことが望ましい。

この審議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他
- (4) 審議会には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会における必要な事項は、審議会が教育委員会の意見を聴いて定めることができる。

5 平成18年度使用の中学校教科用図書調査研究の観点及び平成18年度障害児教育関係教科用図書調査研究の観点

(1) 平成18年度使用の中学校教科用図書調査研究の観点

平成18・19・20・21年度使用中学校（中等教育学校の前期課程を含む）教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の生徒の学習等に鑑み、教材・配列などの取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(ア) 編集の趣旨と工夫

- ・編集の趣旨は適切であるか。
- ・編集上の創意工夫はなされているか。

(イ) 学習指導要領との関連

- ・ 学習指導要領に示された目標・内容に照らして必要なものが適切に取り上げられているか。
- ・ 内容の取扱いは、学習指導要領に示された各教科の「目標、各学年・各分野の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱い」の趣旨に基づき、適切なものとなっているか。

(ク) 内 容

a 正確性

- ・ 誤りや不正確なところはないか。
- ・ 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

b 内容の程度

- ・ 生徒の発達段階に即して適切であるか。

c 内容の選択と扱い

- ・ 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- ・ 生徒の生活や経験及び関心に対する配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習の指導をする上にも適切であるか。
- ・ 現代の社会生活や科学・技術の進歩に適応したものが必要に応じて選ばれているか。
- ・ 他の教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間との関連が必要に応じて配慮されているか。
- ・ 基礎的・基本的内容及び発展的な内容の取扱いは適切であるか。

(エ) 構成・分量・装丁

a 組織・配列

- ・ 内容が全体として系統的・発展的に組織・配列されているか。

b 分量

- ・ 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- ・ 標準の授業時数で指導できる分量か。

c 装 丁

- ・ 体裁がよく、堅ろうであるか。

(オ) 表記・表現

- ・ 文章表現や用語などの使用は適切であるか。
- ・ 漢字・かなづかい・記号・計量単位などの使用は適切であるか。
- ・ 文字及び図版の印刷は適切であるか。
- ・ 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- ・ 文章・図版などの割付けは適切であるか。

イ 教科・種目別の観点

(7) 国語（書写を除く）

- ・ 「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」及び「言語事項」についての教材の内容及び配列が適切であるか。
- ・ 基礎的事項の習熟を図るための配慮が適切であるか。
- ・ 読書に親しむ態度の育成を図る内容が適切に設けられているか。

(4) 書写

- ・ 用筆・結構・配置・筆順について適切に取り扱われているか。
- ・ 硬筆と毛筆の分量とその配分は適切であるか。
- ・ 鑑賞作品・参考作品などの内容・程度及びその配列は適切であるか。

(9) 社会（地図を除く）

- ・ 社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて、社会的事象について多面的・多角的に考察し、その特色や相互の関連が理解できるよう配慮されているか。
- ・ 思考力・判断力、及び適切に表現する能力などの能力育成について配慮されているか。
- ・ 統計その他の資料は、最新のもので、信頼性があり、生徒の発達段階に即しているか。

(1) 地図

- ・ 基本図・部分図・資料図などが適切に配列されているか。
- ・ 統計その他の資料は最新のもので、信頼性があり、生徒の発達段階に即しているか。
- ・ 地図・絵図・索引などが適切であり、生徒の発達段階に即しているか。

(4) 数学

- ・ 内容の素材には、生徒の身近な事象が適切に用いられているか。
- ・ 基礎的・基本的事項についての反復練習の機会が適切に設けられているか。
- ・ 課題学習や発展的学習が適切に設けられているか。
- ・ そろばん、電卓、コンピュータ等の利用が適切に設けられているか。

(4) 理科

- ・ 目的意識をもって観察・実験を行い、自然の仕組みや働きを総合的・統一的に考察できるよう配慮されているか。
- ・ 探究の過程を通して科学の方法が習得できるよう配慮されているか。
- ・ 実験・観察・飼育・栽培などを行うのに、身近な資料や自然が活用できるように配慮されているか。
- ・ 絵図・資料・実験方法などが、生徒の発達段階に即して適切に取り扱われているか。

(4) 音楽

- ・ 音楽に対する感性を豊かにし、主体的な学習態度を養うための配慮がされているか。
- ・ 表現や鑑賞の教材が広い範囲（我が国及び諸外国の多様な音楽）から適切に選択されているか。
- ・ 生徒の発達段階に即して、表現と鑑賞の関連が図られたり、音楽活動の基礎

- 的な能力を培い、表現や鑑賞の力を伸ばす学習の展開が工夫されているか。
- ・ 合唱や合奏の編曲及び訳詞などが適切に発達段階に応じて効果的に配置されているか。

(イ) 美術

- ・ 生徒が自らつくり出す喜びを味わえるように、表現及び鑑賞の内容が適切であり、表現活動の内容を関連付けたり、一体的に扱ったりして活動の幅が広がる題材になっているか。
- ・ 参考作品や鑑賞作品は、表現の方法や教材などが多様なものから選択され、生徒が関心や親しみのもてる作品であるか。
- ・ 印刷やレイアウトは、色彩豊かでバランスのとれた構成となっているか。

(ロ) 保健体育

- ・ 内容が科学的根拠に基づくとともに、資料が適切であり、生活との結びつきが配慮されているか。
- ・ 的確な思考・判断及び意志決定を行い、自らの健康の管理や生活行動及び環境の改善を適切に実践できるような資質や能力（実践力）を育成することに配慮されているか。
- ・ 必要な実験・実習、課題学習を取り入れるなど、興味関心や理解を深めるように配慮されているか。

(ハ) 技術・家庭

- ・ 生活に必要な基礎的な知識と技術の習得ができるよう、適切な題材が挙げられているか。
- ・ 生活と技術のかかわりについて理解し、進んで生活に生かすことができるよう配慮されているか。
- ・ 製作・調理などの実習や、実験、調査・研究などの実践的・体験的な学習活動を行うために適切な資料や解説が載せられているか。

(ニ) 英語

- ・ 音声によるコミュニケーション能力を重視しながら、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」についての言語活動をバランスよく、かつ活発に行い得るよう配慮されているか。
- ・ 言語材料の提示については、言語活動との関連を重視し、かつ習熟を図るよう配慮されているか。
- ・ 広く諸外国の人々の生活などが扱われ、国際理解を図るよう配慮されているか。

(2) 平成18年度障害児教育関係教科用図書調査研究の観点

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の特殊学級又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障害のある児童・生徒の障害の程度や発達の状態等に鑑み、その取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 内 容

a 取扱内容

- ・ 学習指導要領に示す目標・内容に照らして必要なものが適切に取り上げられているか。
- ・ 内容の扱いは、学習指導要領に示す「目標・内容及び指導計画の作成と各学年並びに各教科全体にわたる内容の扱い」の趣旨に沿っているか。

b 正確性

- ・ 誤りや不正確なところはないか。
- ・ 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

c 内容の程度

- ・ 児童・生徒の発達段階や障害の状態・能力・適性からみて適切であるか。

d 内容の選択と扱い

- ・ 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- ・ 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習の指導をする上にも適切であるか。
- ・ 現代の社会生活や科学・技術の進歩に適応したものが必要に応じて選ばれているか。
- ・ 他の教科、道徳、特別活動、自立活動並びに総合的な学習の時間との関連が必要に応じて配慮されているか。

(イ) 構成・分量

a 組織・配列

- ・ 内容が全体として系統的・発展的に組織・配列されているか。

b 分量

- ・ 各内容の分量とその配分は適切であるか。

(ウ) 造本・表記・表現

- ・ 文章表現や用語などの使用は適切であるか。
- ・ 漢字・かなづかい・記号・計量単位などの使用は適切であるか。
- ・ 文字及び図版の印刷は適切であるか。
- ・ 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- ・ 文章・図版などの割付けは適切であるか。
- ・ 体裁がよく、堅ろうであるか。

イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、平成17年度使用の小学校教科用図書調査研究の観点及び平成18年度使用中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。